

○中井町重度障害者医療費助成条例

昭和50年3月20日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者が療養の給付を受けた場合、その医療費を助成することにより、重度障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、重度障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者であつて身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「別表」という。）の1級又は2級に該当する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者
- (3) 手帳の交付を受けた者であつて、別表の3級に該当する者が児童相談所又は、更生相談所において知能指数50以下と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級の1級に該当する者として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 この条例において、医療費とは、療養及び医療の給付に係る費用をいう。

(対象者)

第3条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度障害者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により中井町の住民基本台帳に記載されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する保険法（以下「保険各法」という。）に基づく被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療保護を受けている者
 - (2) 結核予防法（昭和26年法律第96号）第35条第1項の規定の適用を受ける者
 - (3) 精神保健法（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定の適用を受ける者
 - (4) 重度障害者になつた年齢が65歳以上である者
 - (5) 前年（1月から7月までの間に対象者となる手続きが行われる場合にあつては前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得制限額を超える者
 - (6) その他の法令の規定により国又は、地方公共団体の負担による医療給付の適用を受ける者
- （助成資格の得喪）

第4条 重度障害者に新たに該当し、対象者となつた者は、第7条に規定する申請のあつた日（以下「申請日」という。）の属する月の翌月（申請日が月の初日である場合は、申請日の属する月）から医療費の助成を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、重度障害者で、新たに対象者となつたものについては、申請日以後から医療費の助成を行うものとする。

3 医療費の助成を受けている者が対象者でなくなつた場合においては、対象者でなくなつた日以後に受ける医療費の助成は行わない。

（療養の給付の適用範囲）

第5条 療養の給付の適用範囲は、第3条第1項に規定する保険各法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律にそれぞれ規定する適用範囲とする。ただし、第2条第1項第4号に規定する重度障害者については、入院に係るものを除くものとする。

(自費診療の適用除外)

第6条 対象者が自費診療により療養の給付を受けたときは、医療費の助成は行わないものとする。ただし、療養費支払いの方法がとられたときは、この限りでない。

(助成の申請)

第7条 医療費の助成を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。

(助成の額)

第8条 医療費の助成額は、対象者の療養及び医療の給付に係る費用のうち保険各法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により対象者が保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うべき自己負担相当額とする。ただし、家族療養費附加金又は高額療養費の支給がされているときは、その支給されている額を控除した額とする。

2 前項において、医療費助成請求に係る医療費証明料を保険医療機関等に支払う場合は、その相当額を加えた額とする。

3 対象者が次の各号のいずれかの適用を受けたときは、当該療養及び医療の給付に係る費用のうち、都道府県負担相当額を控除した額とする。

(1) 結核予防法第34条第1項の規定の適用を受けたとき。

(2) 精神保健法第32条第1項の規定の適用を受けたとき。

(助成の方法)

第9条 医療費の助成の方法は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。ただし、対象者が助成する額を受領することができない事情があるときは、対象者の配偶者若しくは親権者又は対象者を介護している者に支払うことによりこれを行うことができる。

2 町長は、助成する額を対象者へ支払うべき保険医療機関等又は国民健康保険診療報酬審査支払機関（国民健康保険法の被保険者である場合に限る。）に支払うことにより前項の助成の方法に代えることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、第三者の行為による対象者の疾病又は、負傷に対して医療費を助成した場合において、対象者が当該第三者から同一の理由につき損害賠償を受けたときは、その額の限度において対象者からすでに助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出の義務)

第11条 対象者は、住所、氏名、その他の事項に変更があつたときは、すみやかに町長に

届出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 この条例により助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は、担保に供することができない。

(不正利得した場合の措置)

第13条 町長は、偽りその他不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前において、改正前の中井町国民健康保険条例（昭和34年中井町条例第6号）第4条の7第1項の規定による適用を受けている者およびこの条例施行日において条例第2条に規定する者で昭和50年6月30日までに届け出があつた者については、第4条第1項の規定にかかわらずこの条例の施行の日に届け出があつたものとみなす。

附 則（昭和57年条例第23号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第5号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中井町重度障害者医療費助成条例の規定は、昭和58年2月1日以後の診療費から適用する。

附 則（平成6年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第12号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 この条例（第2条第1項改正規定を除く。）による改正後の中井町重度障害者医療費助成条例の規定は、平成11年4月1日以後の医療費に係る医療費の助成から適用する。

附 則（平成20年条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第10号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年条例第19号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定中第5号に係る部分は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に対象者であるものについては、改正後の第3条第2項第4号の規定は、適用しない。